

○環境省告示第十号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第二十条第三号及び第四号の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年一月環境省告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年二月一日から適用する。

平成二十六年一月二十一日

環境大臣 石原 伸晃

第二条中「第三条第三号イ」を「第三条第四号イ」に、「第五十八条」を「第九十二条」に、「助教、助手」を「准教授、助教」に改める。

別表（第二条関係）を次のように改める。

別表（第二条関係）

科名	種名	埋込み部位	幼齢又は小型の特定動物
一 哺乳綱 (一) 霊長目			
アテリダエ	アロウアタ属（ホエザル属）全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物
科	アテレス属（クモザル属）全種 ブラキユテレス属（ウーリークモ		

	<p>ザル属) 全種 ラゴトリクス属 (ウーリーモンキ ー属) 全種 オレオナクス・フラヴィカウダ (ヘン デイーウーリーモンキー)</p>		
<p>おながざる 科</p>	<p>ケルコケブス属 (マンガベイ属) 全種 ケルコピテクス属 (オナガザル属) 全種 クロロケブス属全種 コロブス属全種 エリュトロケブス・パタス (パタ スモンキー) ロフォケブス属全種 マカカ属 (マカク属) 全種 マンドリルルス属 (マンドリル属</p>	<p>左右の肩甲骨の間又 は左耳基部の皮下</p>	<p>生後六月に満たない特定 動物</p>

）全種

ナサリス・ラルヴァトウス（テン
グザル）

パピオ属（ヒヒ属）全種

ピリオコロブス属（アカコロブス
属）全種

プレスビュテイス属（リーフモン
キー属）全種

プロコロブス・ヴェルス（オリ
ブコロブス）

ピュガトリクス属（ドウクモンキ
ー属）全種

リノピテクス属全種

センノピテクス属全種

シミアス・コンコロール（メンタウ
エーコバナテングザル）

	てながざる 科	ひと科		いぬ科
テロピテクス・ゲラダ（ゲラダヒ） トラキユピテクス属全種	てながざる科全種	ゴリルラ属（ゴリラ属）全種 パン属（チンパンジー属）全種 ポンゴ属（オランウータン属）全種	種	カニス・アドウストウス（ヨコスジジャツカル） カニス・アウレウス（キンイロジヤツカル） カニス・ラトランス（コヨーテ） カニス・ルプス（オオカミ）のうち
	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下		左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下
	動物 生後六月に満たない特定	動物 生後六月に満たない特定		動物 生後二月に満たない特定

ハイエナ科	くま科	
ハイエナ科全種	くま科全種	<p>ちカニス・ルプス・デインゴ（デ インゴ）及びカニス・ルプス・フ アマリアリス（犬）以外のもの カニス・メソメラス（セグロジャ ツカル） カニス・スイメンスイス（アビシ ニアジャツカル） クリュソキュオン・ブラキュウル ス（タテガミオオカミ） クオン・アルピヌス（ドール） リュカオン・ピクトウス（リカオ ン）</p>
左右の肩甲骨の間又 は左耳基部の皮下	左右の肩甲骨の間又 は左耳基部の皮下	
動物 生後二月に満たない特定	動物 生後二月に満たない特定	

ねこ科

アキノニユクス・ユバトウス（チ
ーター）
カラカル・カラカル（カラカル）
カトプマ・テンミンキイ（アジア
ゴールデンキヤット）
フェリス・カウス（ジャングルキ
ヤット）
レオパルドウス・パルダリス（オ
セロット）
レプタイルルス・セルヴァル（サ
ーバル）
リユンクス属（オオヤマネコ属）
全種
ネオフェリス・ネブロサ（ウンピ
ヨウ）
パンテラ属（ヒョウ属）全種

左右の肩甲骨の間又
は左耳基部の皮下

生後二月に満たない特定
動物

かば科	(五) 偶蹄目	さい科	(四) 奇蹄目	ぞう科	(三) 長鼻目
かば科全種		さい科全種		ぞう科全種	プリオナイルルス・ヴィヴェルリ ヌス(スナドリネコ) プロフェリス・アウラタ(アフリ カゴールデンキヤット) プマ属(ピューマ属) 全種 ウンキア・ウンキア(ユキヒョ ウ)
左右の肩甲骨の間又 は左耳基部の皮下		左右の肩甲骨の間又 は左耳基部の皮下		尾の基部の皺壁 <small>すう</small> の左 側	
なし		なし		なし	

きりん科	ギラファ・カメロパルダリス（キリン）	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
うし科	ビソン属（バイソン属）全種 スウンケルス・カフェル（アフリカスイギユウ）	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
二 鳥綱 (一) ひくいどり目			
科 ひくいどり	ひくいどり科全種	頸 <small>くび</small> の付け根の皮下又は左胸筋内	体 孵化 <small>ふ</small> 後二月に満たない個
(二) たか目			
コンドル科	ギユンノギユプス・カリフォルニアヌス（カリフォルニアコンドル） サルコランフス・パパ（トキイロコンドル） ヴルトウル・グリユフス（コンド	頸の付け根の皮下又は左胸筋内	体 孵化後二月に満たない個

	たか科 ル)	頸の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後二月に満たない個体
	<p>アエギユピウス・モナクス（クロハゲワシ）</p> <p>アクイラ・アウダクス（オナガイヌワシ）</p> <p>アクイラ・クリュサエトス（イヌワシ）</p> <p>アクイラ・フアスキアタ（ボネリ―クマタカ）</p> <p>アクイラ・ニパレンスイス（ソウゲンワシ）</p> <p>アクイラ・スピログステル（モモジロクマタカ）</p> <p>アクイラ・ヴェルレアウクスイイ（コシジロイヌワシ）</p> <p>ギユパエトウス・バルバトウス（</p>		

ヒゲワシ)
ギユプス・アフリカヌス (コシジ
ロハゲワシ)
ギユプス・ルエペルリイ (マダラ
ハゲワシ)
ハリアエエトウス・アルビキル
ラ (オジロワシ)
ハリアエエトウス・レウコケファ
ルス (ハクトウワシ)
ハリアエエトウス・ペラギクス (オ
オワシ)
ハリアエエトウス・ヴオキフエ
ル (サンシヨクウミワシ)
ハルピア・ハルピュヤ (オウギワ
シ)
ハルピュオプスイス・ノヴァエグ

かみつきが	三 爬虫綱 (一) かめ目	
かみつきがめ科全種		<p>イネアエ (パ^oプアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンスイス (ヒメオウギワシ) ニサエトウス・ニパレンスイス (クマタカ) ピテコフアガ・イエフエリユイ (フィリピンワシ) ポレマエトウス・ベルリコスス (ゴマバラワシ) ステファアノアエトウス・コロナトウス (カンムリクマタカ) トルゴス・トラケリオトス (ミミヒダハゲワシ)</p>
左後肢皮下		
甲長が十五センチメートル		

め科			ルに満たない特定動物
(二) とかげ目			
どくとかげ科	どくとかげ科全種	左鼠 ^そ 径部	全長が三十センチメートルに満たない特定動物
おおとかげ科	ヴアラヌス・コモドエンスイス（コモドオオトカゲ） ヴアラヌス・サルヴァドリイ（ハナブトオオトカゲ）	左鼠径部	全長が三十センチメートルに満たない特定動物
にしきへび科	モレリア・アメテイスティヌス（アメジストニシキヘビ） モレリア・キングホルニ（オーストラリアヤブニシキヘビ） ピュトン・モルルス（インドニシキヘビ） ピュトン・レテイクラトウス（アマメニシキヘビ）	総排せつ孔より前の左体側皮下	全長が五十センチメートルに満たない特定動物

くさりへび	コブラ科		なみへび科	ボア科	
くさりへび科全種	コブラ科全種	ビ属)全種	タキユメニス属全種 テロトルニス属(アフリカツルへ ラブドフェイス属(ヤマカガシ属) 全種	ボア・コンストリクトル(ボアコ ンストリクター) エウネクテス・ムリヌス(オオア ナコンダ)	ピュトン・セバエ(アフリカニシ キへビ)
総排せつ孔より前の 左体側皮下	総排せつ孔より前の 左体側皮下		総排せつ孔より前の 左体側皮下	総排せつ孔より前の 左体側皮下	
全長が五十センチメートル	全長が五十センチメートル に満たない特定動物		全長が五十センチメートル に満たない特定動物	全長が五十センチメートル に満たない特定動物	

科			
	(三) わに目		
アリゲーター科	アリゲーター科全種	左前方後頭部皮下	全長が三十センチメートルに満たない特定動物
クロコダイル科	クロコダイル科全種	左前方後頭部皮下	全長が三十センチメートルに満たない特定動物
ガビアル科	ガビアル科全種	左前方後頭部皮下	全長が三十センチメートルに満たない特定動物

様式第1中「第3条第1号」を「第3条第2号」に、「主な取扱者」を「管理責任者」に改める。
 様式第2中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改める。